

## 募集内容・募集条件に対する質問への回答

質問日：平成30年10月15日

回答日：平成30年10月18日

質問事項 (タイトル)	計画費収入について
項目	【資料名】： <u>募集要項</u> ・その他（説明会当日資料） 【ページ・項目】：p19
内容	①介護予防サービス計画費収入について、新規2件、継続52件とあるが、指定介護予防支援事業所において一人が担当する計画件数の上限はあるのか。また、地域包括支援センターに配置する職員は、介護支援専門員の資格を有しておいたほうが良いか。
回答	介護予防支援の人員基準上「必要な数」とされており、特に具体的な担当職員1人当たりの担当件数は示していない（介護予防支援基準第2条）が、業務に支障のない人員を配置することが必要である。 なお、介護予防支援の人員基準は、地域包括支援センターの設置基準で定められた3職種の人員基準とは別に定められているものであり、3職種との兼務は可能であるが、介護予防支援の業務に支障のない人員を配置することが求められる。 地域包括支援センターに配置する職員に、介護支援専門員の資格を有しておくことは求めない。